

議案第 6 1 号

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

安中市長 岩 井 均

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

群馬県市町村公平委員会共同設置規約（令和2年4月1日）の一部を次のように改正する。

別表中「沼田市 館林市」を「伊勢崎市 沼田市 館林市」に、「神流町」を「神流町 下仁田町」に、「邑楽館林医療企業団」を「邑楽館林医療企業団 甘楽西部環境衛生施設組合」に、「富岡地域医療企業団」を「富岡地域医療企業団 下仁田南牧医療事務組合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に伊勢崎市、下仁田町、甘楽西部環境衛生施設組合又は下仁田南牧医療事務組合の公平委員会に対してなされている次の各号に掲げるものについては、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす。

- （1） 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求
- （2） 職員に対する不利益な処分についての審査請求
- （3） 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談
- （4） 職員団体の条例に基づく登録の申請、登録事項の変更の届出及び解散の届出並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定に基づく法人となる旨の申出
- （5） 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づく公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償

の実施に関する審査請求